

総務省行政相談センター

まぐみみ福島

# 令和元年台風19号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風19号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
総務省福島行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8:30～17:15（左記時間帯以外は留守番話対応）

行政相談専用ダイヤル **0570-090110**

※ 一部のIP電話等は利用できない場合があります。  
その場合、**024-534-1100**をご利用ください。

- 来所による相談受付：平日 8:30～17:15

住所：福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階

福島行政監視行政相談センター きくみみ福島

- インターネットによる相談受付

URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)



- FAXによる相談受付

024-534-1102

東北管区行政評価局（仙台市）が「災害専用行政相談フリーダイヤル」を開設しました。東北6県からの通話料が無料となります。

- **フリーダイヤル 0120-633-110**

（平日・土日祝日 8:30～17:30）

（注）誠に恐れ入りますが、11月9日（土）及び10日（日）は、入居施設の全館停電のため、フリーダイヤルは使えません。11日（月）から再開します。

総務省行政相談センター  
まぐみみ福島



総務省 福島行政監視行政相談センター

ご注意

1 このガイドブックは、令和元年11月7日時点の情報で作成していません。

各機関等における支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、福島行政監視行政相談センターホームページ（下記URL参照）のトップ画面にある「令和元年台風19号関連」の「被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）」に掲載しております。

〔URL〕

<http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/fukushima/fukushima.html>

2 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置があります。

（1）災害救助法

今回の台風19号による災害においては、福島県内の次の55市町村（13市30町12村。北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村を除く。）が災害救助法の適用を受けています。（10月12日適用）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

（2）被災者生活再建支援法

今回の台風19号による災害においては、福島県内の全59市町村が、被災者生活再建支援法の適用を受けています。（10月29日適用）

### 【特定非常災害の指定】

令和元年10月台風19号による災害は、特定非常災害に指定されました。この指定により、被災地域にお住まいの方々を対象に、次の措置が講じられています。

- ① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されています。

※ 令和元年10月10日（木）以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、総務省特設ページ等でお知らせします。

〈総務省特設ページ〉

[http://www.soumu.go.jp/r01\\_taufudai19gokanrennijo/hsai.htm](http://www.soumu.go.jp/r01_taufudai19gokanrennijo/hsai.htm)



- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます。（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられています。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）

### 【参考】前回版（第4版）からの主な変更部分

変更した項目	頁	変更の内容
3 被災者のための住宅提供	3	公営住宅（いわき地区）2次募集を新たに追加
4 被災住宅の応急修理等	4	一部損壊（損壊割合10%以上）が対象となる場合があることを追加
17 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	13	被災者専用フリーダイヤルを追加
26 法律相談等の窓口	21	日本司法書士会連合、福島県社会保険労務士会を追加
29 こころの悩みに関する相談	24	被災者のための心の相談ダイヤル、健康相談ダイヤルを追加
32 中小企業者を対象とした相談窓口	27	休日電話相談フリーダイヤルを追加
33 農林漁業関係の相談窓口	28	休日電話相談フリーダイヤルを追加

## 目



### 住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 行方不明者相談ダイヤル (P. 2)
- 3 被災者のための住宅提供 (P. 3)
- 4 被災住宅の応急修理等 (P. 4)
- 5 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 5)



### お金のこと

- 6 被災者生活再建支援金の支給 (P. 7)
- 7 災害弔慰金等の支給 (P. 8)
- 8 災害援護資金の貸付 (P. 8)
- 9 生活福祉資金の貸付 (P. 8)
- 10 住宅の建設、補修等の融資 (P. 9)
- 11 住宅ローンの返済 (P. 9)
- 12 雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成金 (P. 9)



### 役所の手続きのこと

- 13 国税の特別措置 (P. 11)
- 14 県税の特別措置 (P. 11)
- 15 市町村税の特別措置 (P. 12)
- 16 公共料金の減免措置 (P. 12)
- 17 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 13)
- 18 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 14)
- 19 運転免許証の再交付 (P. 15)
- 20 自動車の廃車手続等 (P. 15)
- 21 車検証の有効期間の伸長 (P. 16)

## 次



### 民間の手続きのこと

- 22 損害保険 (P. 17)
- 23 生命保険の契約内容 (P. 17)
- 24 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 18)
- 25 金融機関等との取引に関する相談 (P. 18)
- 26 法律相談等の窓口 (P. 19)
- 27 消費生活相談窓口 (P. 20)



### 医療・健康のこと

- 28 医療機関の受診 (P. 22)
- 29 こころの悩みに関する相談 (P. 23)



### 教育のこと

- 30 保育所等保育料の減免 (P. 24)
- 31 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 25)



### 事業者の方へ

- 32 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 26)
- 33 農林漁業関係の相談窓口 (P. 27)



### そのほかの情報

- 34 災害ボランティア (P. 28)
- 35 災害ボランティア車両の高速道路の無料措置 (P. 29)
- 36 ペット・動物に関する相談窓口 (P. 29)  
(参考) 福島県内市町村電話番号(代表)一覧 (P. 30)



## 住まいや身の回りのこと

### 1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村における「り災証明書」の窓口は、現時点では下表のとおりです。

(注) 令和元年11月7日までに確認できた市町村について記載しています。  
お住まいの市町村が掲載されていない場合は、市町村に直接お問い合わせください。

- ◆ 店舗、農業関係については、市町村の窓口にご直接お問い合わせください。

#### 【り災証明書の担当窓口】

地域	市町村名	担当部署	電話	受付期間
県北地域	福島市	災害対策本部事務局	024-572-5462	
	二本松市	生活環境課	0243-55-5102	
	伊達市	市民課、総合支所	024-575-0205	
	本宮市	防災対策課	0243-33-1111	
	桑折町	税務住民課	024-582-2114	
	国見町	税務住民課	024-585-2778	
	川俣町	総務課	024-566-2111	11/5まで
	大玉村	住民生活課	0243-48-3131	
県中地域	郡山市	資産税課	024-924-2091	
	須賀川市	コールセンター	0248-75-1111	
	田村市	税務課	0247-81-2119	
	鏡石町	税務町民課	0248-62-2114	
	石川町	税務課	0247-26-9119	10/31まで
	玉川村	税務課	0247-57-4622	
	平田村	税務課	0247-55-3113	

地域	市町村名	担当部署	電話	受付期間
	浅川町	税務課	0 2 4 7 - 3 6 - 4 1 2 2	
	三春町	税務課	0 2 4 7 - 6 2 - 8 1 2 7	
	小野町	町民生活課	0 2 4 7 - 7 2 - 6 9 3 3	
県南地域	白河市	生活防災課	0 2 4 8 - 2 2 - 1 1 1 1	
	西郷村	税務課	0 2 4 8 - 2 5 - 1 1 1 3	
	泉崎村	総務課	0 2 4 8 - 5 3 - 2 1 1 3	
	中島村	住民生活課	0 2 4 8 - 5 2 - 2 1 1 2	
	矢吹町	税務課	0 2 4 8 - 4 2 - 2 1 1 3	
	棚倉町	住民課	0 2 4 7 - 3 3 - 2 1 1 6	
	矢祭町	自立総務課	0 2 4 7 - 4 6 - 3 1 3 1	
会津地域	会津若松市	危機管理課	0 2 4 2 - 3 9 - 1 2 2 7	11/29まで
	猪苗代町	総務課	0 2 4 2 - 6 2 - 2 1 1 1	
相双地域	相馬市	税務課	0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 2 8	
	南相馬市	税務課	0 2 4 4 - 2 4 - 5 2 2 7	
	楡葉町	税務課	0 2 4 0 - 2 3 - 6 1 0 1	
	富岡町	税務課	0 2 4 0 - 2 2 - 2 1 1 1	
	川内村	住民課	0 2 4 0 - 3 8 - 2 1 1 4	
	大熊町(※)	税務課	0 2 4 0 - 2 3 - 7 1 5 4	
	双葉町(※)	戸籍税務課	0 2 4 6 - 8 4 - 5 2 0 4	
	浪江町(※)	住民課	0 2 4 0 - 3 4 - 0 2 2 3	12/13まで
	葛尾村(※)	住民生活課	0 2 4 0 - 2 9 - 2 1 1 2	
	新地町	税務課	0 2 4 4 - 6 2 - 2 1 1 9	11/29まで
いわき市	いわき市	コールセンター (り災証明書相談専用)	0 2 4 6 - 2 2 - 7 4 5 5	

(※) 避難先の市町村にお問合せください。

## 2 行方不明者相談ダイヤル

- ◆ 福島県内における台風19号の被害発生に伴い「被災地区に居住する方と連絡が取れない。」などの問い合わせに対応しています。

電話：0 2 4 - 5 2 2 - 2 1 5 1

福島県警察本部生活安全部 生活安全企画課

### 3 被災者のための住宅提供

#### 【県営住宅等の提供（第2次募集）】

- ◆ 福島県は、台風19号又は10月25日の大雨により住宅を被災した方（県北、県中、県南、会津若松及び相双地区）を対象として、県営住宅等を一時的な避難先として提供します。（注：募集は11月6日（水）で終了）。

詳細は、県土木部建築住宅課（024-521-7519）にお問い合わせください。

#### 【公営住宅の提供（いわき地区）（第2次募集）】

- ◆ いわき地区において、台風19号及び10月25日の大雨、洪水等により住宅が被災した方を対象として、市営住宅や県営住宅等を一時的な避難先として提供します。募集期間は、11月12日（火）から17日（日）までです。

詳細は、いわき市土木部住宅営繕課（0246-22-7497）にお問い合わせください。

#### 【市町村営住宅等の提供】

- ◆ 下記の市町村は、住宅が被災した方に市町村営住宅等を一時的な避難先として提供しています。詳細は下記市町村にお問い合わせください。

地域	市町村名	担当部署	電話
県北地域	福島市	建築住宅課	024-525-3757
	本宮市	建設課	0243-24-5393
県中地域	郡山市	住宅政策課	024-924-2631
	須賀川市	建築住宅課	0248-88-9152
相双地域	相馬市	建設課	0244-37-2179
	南相馬市	建築住宅課	0244-24-5253
	広野町	総務課	0240-27-2111
	楡葉町	建設課	0240-23-6106
	富岡町	総務課	0240-22-2111
いわき市	いわき市	住宅営繕課	0246-22-7497

- ◆ 福島県は、応急仮設住宅として民間借り上げ住宅を供与することとし、今後、市町村において順次受付を開始します。対象世帯に該当すると思われる方は、受付開始前に民間賃貸住宅の契約手続きをしないようお願いいたします。

(対象世帯)

次の各号いずれにも該当する方

- (1) 令和元年台風19号に伴う災害時点（令和元年10月12日）において、災害救助法が適用される市町村に居住する者
- (2) 次の要件のいずれかを満たす者
  - ア 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない者
  - イ 半壊（大規模半壊を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
  - ウ 二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期（1か月以上）にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者

詳しくは、福島県災害対策課（電話：024-521-7194）又は各市町村にお問い合わせください。

## 4 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が一部損壊（損壊割合が10%以上の場合に限る）、半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 1世帯当たり59万円5千円（一部損壊は30万円）が限度額です。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
  - ① 台風等により、「一部損壊」、「半壊」の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方又は「大規模半壊」の住家被害を受けた方
    - ・「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施すること



により居住が可能である場合は対象となります。

② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

③ 応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと

◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

## 5 被災住宅の補修や再建に関する相談

◆ 被災住宅の補修や再建に関する相談や困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。

・住まいるダイヤル：0570-016-100（平日10時から17時まで対応）  
（IP電話からの場合は、03-3556-5147）

◆ 住宅の復旧・再建に関する相談

・被災された方の住まいに関する無料の電話相談を受け付けています。

被災者住宅相談窓口（福島県建築指導課）

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

電話：024-521-7698

・建築の専門家による無料の電話相談を受け付けています。

福島県耐震化・リフォーム等推進協議会電話相談

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

電話：024-563-6213

◆ 住宅の復旧・再建に関する相談（伊達市）

・福島県建築士会伊達支部の建築士は、被災された方の住まいの修理の工法等、住宅の修理に係る全般的なことについて相談を受け付けています。必要に応じて、被災現場での相談も可能です。相談を希望される方は、伊達市建設部管理課（電話：024-573-5064）に連絡してください。

〈注意！〉点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！

◆ 大規模災害の後は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向があるので、ご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公

的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、次の番号までご相談ください。

- ・ 住まいるダイヤル：0570-016-100
- ・ 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）



## お金のこと

### 6 被災者生活再建支援金の支給

◆ 福島県内全域を対象として、被災者生活再建支援法が適用され、そのうち、下記に該当する世帯には生活再建のための支援金が支給されます。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- ③ 住宅が大規模半壊した世帯

#### ◆ 支援金の額

被害の程度等に応じて、最大300万円が支給されます。

区分		基礎支援金	加算支援金		合計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	解体世帯		補修	100万円	200万円
	長期避難世帯		貸借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			貸借	50万円	100万円
単数世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
	解体世帯		補修	75万円	150万円
	長期避難世帯		貸借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			貸借	37.5万円	75万円

◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください（電話番号は最終頁を参照願います）。

## 7 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害により亡くなられた方の遺族に対して災害弔慰金が支給されます。
  - ・生計維持者の場合 : 500万円
  - ・その他の者の場合 : 250万円
- ◆ 精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。
  - ・生計維持者の場合 : 250万円
  - ・その他の者の場合 : 125万円
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

## 8 災害援護資金の貸付

- ◆ 台風により、世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

## 9 生活福祉資金の貸付

### 【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。  
一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

### 【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。

- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

## 10 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
  - ・お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）：0120-086-353  
（受付時間：9時～17時（祝日、年末年始を除く。））
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。  
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

## 11 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。  
詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。  
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。
  - ・ナビダイヤル0570-017-109 又は 03-5252-3772  
受付時間 9時～17時（祝日及び銀行の休業日を除く。）

## 12 雇用保険に関する特例措置及び雇用調整助成金

- ◆ 災害救助法の適用地域の事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合に、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。
- ◆ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する雇用調整助成金があります。
- ◆ 詳細は下記の福島労働局又はハローワークにお問い合わせください。

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク		所在地	電話番号
福島労働局職業安定部 職業安定課雇用保険係		〒960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4階	024-529-5389
中通り 地方	ハローワーク福島	〒960-8589 福島市狐塚 17-40	024-534-4121
	ハローワーク二本松	〒964-0906 二本松市若宮 2-162-5	0243-23-0343
	ハローワーク郡山	〒963-8609 郡山市方八町 2-1-26	024-942-8609
	ハローワーク須賀川	〒962-0865 須賀川市妙見 121-1	0248-76-8609
	ハローワーク白河	〒961-0074 白河市字郭内 1-136	0248-24-1256
会津 地方	ハローワーク喜多方	〒966-0853 喜多方市字千苅 8374	0241-22-4111
	ハローワーク会津若松	〒965-0877 会津若松市西栄町 2-23	0242-26-3333
	ハローワーク南会津	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字行司 12	0241-62-1101
浜通 り 地方	ハローワーク相馬	〒976-0042 相馬市中村 1-12-1	0244-36-0211
	ハローワーク相双	〒975-0032 南相馬市原町区桜井町 1-127	0244-24-3531
	ハローワーク富岡	〒979-1111 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町 109-1	0240-22-3121
	ハローワークいわき	〒970-8026 いわき市平字堂根町 4-11	0246-23-1421
	ハローワーク小名浜	〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田 65-3	0246-54-6666
	ハローワーク勿来	〒974-8212 いわき市東田町 1-28-3	0246-63-3171

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局	所在地	電話番号
福島労働局職業安定部 職業対策課雇用開発係	〒960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4階	024-529-5409



## 役所の手続きのこと

### 1 3 国税の特別措置

#### 【申告・納付などの期間の延長】

- ◆ 災害により期限までに申告・納税等ができないとき（交通途絶等）は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、その理由が無くなった日から2か月以内の範囲で、申告等の期限が延長されます。

令和元年台風19号により被災された下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、その期限が令和元年10月12日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長されます。（なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討）

- ・ 指定地域（次の市町に納税地のある方（法人を含む））  
郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、矢祭町、石川町

- ◆ 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- ◆ 災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法か、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。  
また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
- ◆ 以上について詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
福島	024-534-3121	福島市、伊達市、伊達郡
二本松	0243-22-1192	二本松市、本宮市、安達郡

郡山	024-932-2041	郡山市、田村市、田村郡
須賀川	0248-75-2194	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
田島	0241-62-1230	南会津郡
会津若松	0242-27-4311	会津若松市、耶麻郡のうち磐梯町、猪苗代町、河沼郡、大沼郡
喜多方	0241-24-5050	喜多方市、耶麻郡のうち北塩原村、西会津町
白河	0248-22-7111	白河市、西白河郡、東白川郡
いわき	0246-23-2141	いわき市
相馬	0244-36-3111	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡

## 1 4 県税の特別措置

- ◆ 災害により被害を受けられた方に対する県税の減免、徴収の猶予、納期限等の延長の制度があります。
- ◆ 制度や手続等の詳細については、福島県税務課(024-521-7069 又は024-521-7070) 又は最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

## 1 5 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

## 1 6 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。  
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。



◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で、建物が半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、令和元年10月から11月までの2か月間、受信料が免除になります。

詳しくは、NHKにお問い合わせください。

- ・ ナビダイヤル：0570-077-077（9:00～20:00）
- ・ IP電話等の場合：050-3786-5003（有料）

## 17 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

◆ 日本年金機構は、「被災者専用フリーダイヤル」を開設しました。

〈被災者専用フリーダイヤル〉

0120-808-678

（受付時間）

月曜日：8：30～19：00

火曜日～金曜日：8：30～17：15

第2土曜日：9：30～16：00

◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。

◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

◆ 詳しくは、日本年金機構（ねんきんダイヤル：0570-05-1165）にお問い合わせください。

◆ 最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
東北福島年金事務所	024-535-0141	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

郡山 年金事務所	024-932-3434	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
会津若松 年金事務所	0242-27-5321	会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
白河 年金事務所	0248-27-4161	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村
平年金事務所	0246-23-5611	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
相馬 年金事務所	0244-36-5172	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村

## 18 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳細については、福島地方法務局又は支局（登記部門）にお問い合わせください。

機関名	電話番号（不動産登記部）	管轄区域（不動産登記）
福島地方法務局 （本局）	024-534-2045	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
相馬支局（※）	0244-36-3414	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村
郡山支局	024-962-4505	郡山市、田村市、三春町、小野町、須賀川市、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村
白河支局	0248-22-1207	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、埴町、矢祭町、石川町、浅川町、古殿町
若松支局	0242-27-1501	会津若松市、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、西会津町、北塩原村、会津美里町、三島町、金山町、昭和村、会津坂下町、柳津町、湯川村

いわき支局	0 2 4 6 - 2 3 - 1 7 2 9	いわき市
二本松出張所	0 2 4 3 - 2 2 - 2 6 1 7	二本松市、本宮市、大玉村
田島出張所	0 2 4 1 - 6 2 - 0 2 4 9	南会津町、下郷町、桧枝岐村、只見町
富岡出張所	0 2 4 0 - 2 2 - 3 0 5 2	富岡町、広野町、楡葉町、大熊町、川内村、浪江町、双葉町、葛尾村

※ 相馬支局では、一部の水没した閉鎖登記簿等の謄本請求等については取り扱うことができません。詳細は同支局にご確認ください。

## 19 運転免許証の再交付

- ◆ 災害救助法が適用された市町村に住所のある方については、運転免許証の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までの場合、令和2年3月31日まで運転することができます。
- ◆ 自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付手続等については、下記の運転免許センターにお問い合わせください。

名 称	電話番号	住 所
福島運転免許センター	024-591-4372	福島市町庭坂字大原1-1
郡山運転免許センター	024-961-2100	郡山市大槻町字美女池上14-6

## 20 自動車の廃車手続等

- ◆ 被災自動車（軽自動車除く）の廃車手続の際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局で手続をする必要があります。  
 なお、手続につきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局又は検査登録事務所までお問い合わせください。

- ・福島運輸支局（福島・郡山・会津若松ナンバー）  
 電話 050-5540-2015
- ・いわき自動車検査登録事務所（いわきナンバー）  
 電話 050-5540-2016

◆ 被災自動車に関する自動車税の減免、被災により運行できない自動車の課税除外措置等については、福島県税務課（024-521-7069又は024-521-7070）又はお近くの地方振興局県税部にお問い合わせください。

◆ 軽自動車の廃車手続については、下記の軽自動車検査協会にお問い合わせください。

電話番号	管轄区域	管轄区域
軽自動車検査協会 福島事務所 TEL：050-3816-1837 (コールセンター)	福島ナンバー	福島市・白河市・須賀川市・相馬市・二本松市・南相馬市・伊達市・田村市・本宮市・伊達郡・安達郡大玉村・岩瀬郡・西白河郡・相馬郡・田村郡（三春町）
	会津ナンバー	会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・河沼郡・大沼郡
	郡山ナンバー	郡山市
軽自動車検査協会 福島事務所いわき支所 TEL：050-3816-1838 (コールセンター)	いわきナンバー	いわき市、東白川郡、石川郡、双葉郡、田村郡（小野町）

※ 軽自動車検査協会ホームページ「Q&A」のコーナーからも廃車手続に必要な書類等を確認することができます。

<注意！> 浸水・冠水被害を受けた車両のユーザーの方へ

水に浸かった車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、感電事故や電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、以下のように対処してください。

- 1) 自分でエンジンをかけない。
- 2) 使用したい場合には、お買い求めの販売店等にご相談ください。特にハイブリット車や電気自動車は、高電圧のバッテリーを搭載していますのでむやみに触らないでください。

## 2 1 車検証の有効期間の伸長

◆ 福島運輸支局では、台風19号で被災した福島県内の災害救助法適用地域を対象に、自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から11月14日までのものを11月15日まで伸長します。詳しくは、福島運輸支局（電話024-546-0345）にお問い合わせください。



## 民間の手続きのこと

### 2 2 損害保険

- ◆ 各種損害保険については、災害救助法が適用された地域で被害を受けた場合、継続契約の締結手続及び保険料の払い込みを最長6か月後の末日（令和2年4月末日）まで猶予する特別措置を実施しています。詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社

- ・日本損害保険協会そんぽADRセンター 電話 0570-022808

- （IP電話からは同センター東北 電話 022-745-1171）

- （受付時間 月曜～金曜（祝日除く）9：15～17：00）

- ◆ 災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊・流失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・日本損害保険協会自然災害等損保契約照会センター

- フリーダイヤル 0120-501331

- （受付時間 月曜日から金曜日（祝日除く）9：15～17：00）

### 2 3 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター

- フリーダイヤル 0120-001-731

- （受付時間 月曜日から金曜日（祝日除く）9：00～17：00）

- ・かんぽコールセンター

フリーダイヤル 0120-552-950

(受付時間 月曜日～金曜日 9:00～21:00、土日曜日・祝日 9:00～17:00)

## 24 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口

- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420

(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～21:00、土日曜日・祝日 9:00～17:00)

- ・金融庁相談ダイヤル フリーダイヤル0120-156-811

(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～21:00、土日曜日・祝日 9:00～17:00)

(IP電話からは03-5251-6813)

## 25 金融機関等との取引に関する相談

- ◆ 金融庁「金融サービス利用者相談室」では、台風19号被災者の皆様からの各種金融機関の窓口に関するお問合せ、金融機関等との取引に関する相談等を受け付けるための無料相談を開始いたしました。

名称：令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル

電話：0120-156811

(IP電話からの場合は、03-5251-6813 10時～17時まで対応)

FAX:03-3506-6699

メール：saigai@fsa.go.jp

文書受付：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁金融サービス利用者相談室

- ※ FAX・メール・文書で受け付けた場合には、相談室から原則平日10時～17時の間に架電いたします。

## 26 法律相談等の窓口

### 【法テラス】

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、無料法律相談を行っています。面談での相談は最寄りの法テラスにご連絡ください。

法テラス福島 電話：0570-078370（平日（祝日除く）9時～17時）  
（IP電話からの場合は、050-3383-5540）

法テラス二本松 電話：0570-078375（火曜日～土曜日（祝日除く）  
9時から17時）（IP電話からの場合は、050-3381-3803）

法テラス会津若松法律事務所  
電話：050-3383-0521（平日（祝日除く）9時～17時）

法テラスふたば 電話：0570-078376（平日（祝日除く）9時～17時）  
（IP電話からの場合は、050-3381-3805）

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。

法テラス・サポートダイヤル 電話：0570-078374  
（IP電話からの場合は、03-6745-5600）

受付日時：平日9時～21時、土曜9時～17時

### 【福島県弁護士会】

- ◆ 福島県弁護士会では、台風19号災害の被災者の法的支援のため、災害対策本部を設置し、無料相談活動、被災者支援のための情報提供等を行っています。

電話：024-534-1211（福島市）  
電話：024-925-6511（郡山市）  
電話：0246-25-0455（いわき市）

受付時間：平日14時～16時

### 【日本司法書士会連合会】

- ◆ 日本司法書士会連合会では、台風被害のための司法書士会による無料電話相談窓口を開設しています。

電話：0120-315-199（平日11：00～17：00）

実施期間：令和元年12月20日（金）まで（土日祝除く）

### 【福島県社会保険労務士会】

- ◆ 台風19号により被災した中小企業経営者や被災労働者の方々の様々な労働関係等の相談に応じるため、福島県社会保険労務士会内に電話相談窓口を開設しました。

電話番号 024-526-2270

受付時間：平日9：00から16：00まで

開設期間：10月21日から当面の間

## 27 消費生活相談の窓口

- ◆ 国民生活センターでは、先般の台風の被災地域及び被災者の方を対象として、「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」（フリーダイヤル）を開設しています。

電話：0120-486-188（10：00～16：00（土日祝含む））

（注）1 050から始まるIP電話からはつながりません。

2 11月16日（土）は建物点検のため相談窓口は休み。

対象地域：福島県、宮城県、岩手県を含む14都県

- ◆ 消費生活センター等では、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。
- ◆ また、大規模災害が発生すると、便乗商法や点検商法、義援金詐欺など、災害に関連した消費者トラブルが発生する傾向にあります。  
不審な訪問や電話を受けた場合は明確に断るとともに、不安な場合はお近くの消費生活センター又は消費者ホットラインに相談してください。



名称	電話番号
福島県消費生活センター	024-521-0999
福島市消費生活センター	024-522-5999
桑折町消費生活相談窓口	024-582-2115
伊達市消費生活センター	024-574-2233
二本松市消費生活センター	0243-24-7200
郡山市消費生活センター	024-921-0333
田村市消費生活センター	0247-61-5009
石川地方消費生活相談室	0247-57-6872
しらかわ地域消費生活センター	0248-22-1133
会津若松市消費生活センター	0242-39-1228
喜多方市消費生活センター	0241-24-5353
会津美里町消費生活相談窓口	0242-54-2920
南相馬市消費生活相談室	0244-24-5230
いわき市消費生活センター	0246-22-0999

◆ 消費者ホットライン（全国統一番号）

電話：188

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります。（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）

IP電話など、一部の電話からはつながりません。



## 医療・健康のこと

### 28 医療機関の受診

◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等窓口で申告すれば、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払が不要となります（令和2年1月末日まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

◆ 被災に伴い保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、加入している医療保険者が分かる情報（住所及び組合名等）をお伝えいただければ、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

上記について詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

- |        |         |    |              |
|--------|---------|----|--------------|
| ・東北厚生局 | 医療課     | 電話 | 022-206-5216 |
| ・福島県   | 国民健康保険課 | 電話 | 024-521-7204 |

## 29 こころの悩みに関する相談

- ◆ こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

相談機関	電話番号	受付時間
県精神保健福祉センター	024-535-3556	平日 8:30～17:15
福島市障がい福祉課	024-525-3746	平日 8:30～17:15
郡山市保健所	024-924-2163	平日 8:30～17:15
いわき市保健所	0246-27-8557	平日 8:30～17:15
福島いのちの電話	024-536-4343	毎日 10:00～22:00 毎月第3土曜日 22:00～翌日 10:00

- ◆ 独立行政法人労働者健康安全機構では、被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、「台風19号等被災者のための心の相談ダイヤル」及び「台風19号等被災者のための健康相談ダイヤル」を設置しています。

### 「台風19号等被災者のための心の相談ダイヤル」

フリーダイヤル 0120-012-684

受付日時：平日10:00～17:00（土日祝日を除く）

（全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能）

### 「台風19号等被災者のための健康相談ダイヤル」

フリーダイヤル 0120-361-437

受付日時：月・水・金 13:00～17:00（祝日を除く）

（全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能）



## 教育のこと

### 30 保育所等保育料、県立高等学校入学料・授業料の減免、就学援助等

- ◆ 台風19号により、居住する家屋及び家財などが著しい損害を受けた場合等において、保育料が減免される場合があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。
- ◆ 被災によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、市町村が学用品費、給食費、医療費等必要な援助事業を行っています。詳しくは、在学している小中学校又は福島県教育庁義務教育課（☎024-521-7796）にお問合せください。
- ◆ 保護者が災害により著しく損害を受けた場合、県立高等学校の入学料や授業料が減免制度の対象となることがあります。詳しくは、在学している県立高校又は福島県教育庁財務課（☎024-521-7754）にお問合せください。
- ◆ 福島県教育委員会では、高等学校及び専修学校高等課程在学者で、主たる家計維持者が災害により家計急変のため、経済的に就学困難となった生徒を対象に、福島県奨学資金の緊急採用募集を実施しています。詳しくは、在学している学校又は福島県教育庁高等教育課（☎024-521-7775）までご相談ください。
- ◆ 被災によって特別支援学校等への就学支援が必要となった児童・生徒の保護者に対する学用品、給食費等の援助を行っています。詳しくは、在学している特別支援学校又は福島県教育庁特別支援教育課（☎024-521-7780）にお問合せください。

### 3 1 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。
  - ・ 緊急採用奨学金は、在学している学校を通じて申し込む必要があります。
  - ・ 奨学金返還に関する相談は、奨学金相談センター（☎0570-666-301）にお問合せください。
  
- ◆ 学生本人が現在居住している住宅に半壊以上等（床上浸水を含む。）の被害を受けた方に対し、JASSO支援金の申請を受け付けています。
  - ・ 支援金の申請は、在学している学校を通じて申し込む必要があります。
  - ・ 支給額 10万円（返還不要）
  - ・ JASSO支援金制度の概要については、JASSOホームページでご確認いただくか、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課JASSO支援金担当（☎03-6743-6011）にお問合せください。



## 事業者の方へ

### 3 2 中小企業等を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された中小企業・小規模事業者等の方々を対象とした災害復旧貸付の利用、融資及び返済については、次の相談窓口でご相談を受け付けています。

#### 【日本政策金融公庫】

支店名	国民生活事業	中小企業事業
福島支店	024-523-2341	024-522-9241
会津若松支店	0242-27-3120	—
郡山支店	024-923-7140	—
いわき支店	0246-25-7251	—

〈休日電話相談 フリーダイヤル〉

実施日：11月9日（土）、10日（日）

受付時間：9：00～17：00

電話番号：0120-112-476（国民生活事業）

0120-327-790（中小企業事業）

【福島県信用保証協会】 024-526-2331

【商工組合中央金庫】 福島支店 024-526-1201

会津若松営業所 0242-26-2617

【中小企業庁】 福島県よろず支援拠点 024-954-4161

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

東北本部（企業支援部企業支援課） 022-716-1751

【東北経済産業局】 産業部中小企業課 022-221-4922

### 3 3 農林漁業関係の相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者の方々を対象に、農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等に関する相談窓口を設置しています。

【日本政策金融公庫】福島支店 024-521-3328

〈休日電話相談 フリーダイヤル〉

実施日：11月9日（土）、10日（日）

受付時間：9：00～17：00

電話番号：0120-926-478（農林水産事業）

- ◆ JAバンク、JFマリンバンクでは、台風19号により被害に遭われた方々に対する融資等に関するご相談を各店舗で受け付けています。  
また、下記の相談窓口があります。

金融機関名	電話番号
農林中央金庫 福島支店 営業第一班	024-552-5692
福島県信用漁業協同組合連合会 事業推進部	0246-29-2331

- ◆ 福島県農林企画課（☎024-521-7319）において、農林水産業に関するご相談を受け付けています。



## そのほかの情報

### 3 4 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている場合やボランティア活動への参加を希望されている場合は、福島県社会福祉協議会または下記の市町村のボランティアセンターにお問い合わせください。

なお、必ず事前に各市町村の災害ボランティアセンターに受入れに関する情報を確認してください。（受入れを行わない日があります。）

福島県社会福祉協議会ボランティアセンター

電話：024-523-1254

市町村	活動者の募集範囲	連絡先	受付期間
福島市	特に無し	〈ボランティアの依頼〉 080-1661-3902 〈ボランティアの募集〉 024-572-5463	11月10日までで閉所予定
二本松市	市内の方	0243-23-8262	
伊達市	特に無し	024-577-3286	ニーズ受付を11月5日まで、受入れを11月10日まで
本宮市	特に無し	0243-33-2006	
川俣町	特に無し	024-565-3761	
郡山市	特に無し	024-924-2968	
須賀川市	特に無し	0248-88-8211	
南相馬市	特に無し	080-2832-5616	
いわき市	特に無し	080-2806-9021	

\* 石川町、玉川村、浅川町、三春町、田村市及び相馬市のボランティアセンターは閉所されました。



## 35 災害ボランティア車両の高速道路の無料措置

- ◆ 東日本高速道路株式会社では、災害に伴う災害ボランティア車両の高速道路の無料措置を実施しています。

なお、その適用を受けるためには、ボランティア車両証明書の提示等が必要となりますので、詳しくは、NEXCO東日本お客さまセンター（電話：0570-024-024）にお問い合わせください。

## 36 ペット・動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

受付窓口	連絡先
福島県動物愛護センター 「ハピまるふくしま」	024-953-6400
福島県動物愛護センター 「ハピまるふくしま」会津支所	0242-29-5517
福島県動物愛護センター 「ハピまるふくしま」相双支所	0244-26-1351

(参考)

福島県内市町村の電話番号（一覧）

地域	市町村名	電話番号（代表）
県北地域	福島市	024-535-1111
	二本松市	0243-23-1111
	伊達市	024-575-1111
	本宮市	0243-33-1111
	桑折町	024-582-2111
	国見町	024-585-2111
	川俣町	024-566-2111
	大玉村	0243-48-3131
県中地域	郡山市	024-924-2491
	須賀川市	0248-75-1111
	田村市	0247-81-2111
	鏡石町	0248-62-2111
	天栄村	0248-82-2111
	石川町	0247-26-2111
	玉川村	0247-57-3101
	平田村	0247-55-3111
	浅川町	0247-36-4121
	古殿町	0247-53-3111
	三春町	0247-62-2111
	小野町	0247-72-2111
	県南地域	白河市
西郷村		0248-25-1111
泉崎村		0248-53-2111
中島村		0248-52-2111
矢吹町		0248-42-2111
棚倉町		0247-33-2111
矢祭町		0247-46-3131
塙町		0247-43-2111
鮫川村		0247-49-3111
会津地域	会津若松市	0242-39-1111

地域	市町村名	電話番号（代表）
会津地域	喜多方市	0 2 4 1 - 2 4 - 5 2 1 1
	北塩原村	0 2 4 1 - 2 3 - 3 1 1 1
	西会津町	0 2 4 1 - 4 5 - 2 2 1 1
	磐梯町	0 2 4 2 - 7 4 - 1 2 2 1
	猪苗代町	0 2 4 2 - 6 2 - 2 1 1 1
	会津坂下町	0 2 4 2 - 8 4 - 1 5 0 3
	湯川村	0 2 4 1 - 2 7 - 8 8 0 0
	柳津町	0 2 4 1 - 4 2 - 2 1 1 2
	三島町	0 2 4 1 - 4 8 - 5 5 1 1
	金山町	0 2 4 1 - 5 4 - 5 1 1 1
	昭和村	0 2 4 1 - 5 7 - 2 1 1 1
	会津美里町	0 2 4 2 - 5 5 - 1 1 2 2
南会津地域	下郷町	0 2 4 1 - 6 9 - 1 1 2 2
	檜枝岐村	0 2 4 1 - 7 5 - 2 5 0 0
	只見町	0 2 4 1 - 8 2 - 5 2 1 0
	南会津町	0 2 4 1 - 6 2 - 6 1 0 0
相双地域	相馬市	0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 2 0
	南相馬市	0 2 4 4 - 2 2 - 2 1 1 1
	広野町	0 2 4 0 - 2 7 - 2 1 1 1
	樫葉町	0 2 4 0 - 2 5 - 2 1 1 1
	富岡町	0 2 4 0 - 2 2 - 2 1 1 1
	川内村	0 2 4 0 - 3 8 - 2 1 1 1
	大熊町	0 1 2 0 - 2 6 - 3 8 4 4
	双葉町	0 2 4 6 - 8 4 - 5 2 0 0
	浪江町	0 2 4 0 - 3 4 - 2 1 1 1
	葛尾村	0 2 4 0 - 2 9 - 2 1 1 1
	新地町	0 2 4 4 - 6 2 - 2 1 1 1
	飯舘村	0 2 4 4 - 4 2 - 1 6 1 1
いわき市	いわき市	0 2 4 6 - 2 2 - 1 1 1 1